平成２１年（再ロ）第１６号
北九州市門司区原町別院20番27―208号
再生債務者　嶋津菜穂子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月２日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月９日から平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第７号
宮城県白石市大平森合字鹿ノ前43番地２
再生債務者　松浦富士男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月17日から平成21年12月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（再ロ）第９号
川崎市川崎区堀之内町１番地16　パールシティ川崎504
再生債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月17日から平成21年12月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再ロ）第４号
長野県東筑摩郡山形村1717番地12
再生債務者　中村　　愼
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月17日から平成21年11月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再ロ）第７号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜48番地
再生債務者　左海ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月17日から平成21年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第８号
徳島市国府町日開737番地の３
再生債務者　榎本　　傑
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月17日から平成21年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１４号
仙台市泉区館３丁目47番地の１
再生債務者　原田　　健
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月27日まで
平成21年10月６日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１９号
仙台市若林区河原町２丁目４番５―102号
再生債務者　日下　茂生
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月27日まで
平成21年10月６日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３号
秋田県鹿角市十和田大湯字上の湯２丁目37番地　パルハイツ十和田105号室
再生債務者　佐藤　善輝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月27日まで
平成21年10月６日　秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（再ロ）第３号
神奈川県横須賀市久比里１丁目26番Ｃ―504号
再生債務者　津田聖一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月27日まで
平成21年10月６日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（再ロ）第１０号
堺市中区小阪313番地７
再生債務者　浦芝　俊浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月２日まで
平成21年10月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第７号
高知市旭駅前町33番地　アルファステイツ旭駅前409号
再生債務者　川﨑　　伸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月２日まで
平成21年10月５日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第８号
北九州市八幡東区大蔵１丁目１番21―603号
再生債務者　波多野孔亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第７号
北九州市若松区赤島町４番10号
再生債務者　鹿毛日出男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第９号
名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１
県営十一番町住宅１棟502号
再生債務者　小田原　肇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第２１号
大阪市阿倍野区共立通１丁目４番20号
再生債務者　石橋　美紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第５７号
大阪市東住吉区針中野３丁目11番９号　第一昭和ビル202号
再生債務者　橋本　陽子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第４号
石川県小松市千木野町ワ１番地１
再生債務者　打越佐乃美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成21年10月６日　金沢地方裁判所小松支部